d)　第９条から第14条及び付録第５号の規定に定める手続は、放送衛星業務の局と地上局との間及び放送衛星業務の宇宙通信系と他の主管庁の宇宙通信系との間の調整のための既定を含んでいること。

e)　協定及び関連する計画に従わない放送衛星業務の既存及び計画中の局で既存の決議第33の手続に基づき事前公表資料（API）又は調整要請を提出しているものが多数あり、幾つかの主管庁は現在こうした手続に基づき調整中であること。

以下を決議する。

1　放送衛星業務のための協定及び関連する計画が設定され、かつ、効力が発生している場合を除き、APIが1999年１月１日以後に受領された衛星通信網に対しては、放送衛星業務の局の調整及び通告並びに他の業務については当該業務の調整及び通告について第９条から第14条までの手続*のみを適用すること。

2　放送衛星業務のための協定及び関連する計画が設定され、かつ、効力が発生している場合を除くほか、APIが1999年１月１日前に受領された衛星通信網に対しては、この決議の第A節から第C節までの手続のみを適用すること。

3　将来の会議がこの決議における手続要件を見直すこと。

* 又は、放送衛星業務に関する第９条から第14条までの規定を置き換えるこの規則の他の規定に定める手続。

第A節　－　放送衛星業務の宇宙局と地上局との間の調整手続

2.1　主管庁は、ある周波数帯が同一の地域若しくは小地域又は異なる地域若しくは小地域において放送衛星業務と地上無線通信業務とに同等の権利で分配されている場合には、この周波数帯における放送衛星業務の宇宙局に対する周波数割当てを無線通信局に通告する、又はその使用を開始するのに先立ち、その周波数割当ての使用について影響を受けるおそれがある地上無線通信業務を有する他の主管庁と調整する。このため、主管庁は、無線通信局に対し、地上無線通信業務に生ずる混信の危険性を評価するために必要な付録第４号の関連のある節に掲げる局の技術特性の全てを通知する[1]。

2.2　無線通信局は、この情報を週間回章（BR IFIC）の特別節において公表するとともに、週間回章にそのような情報を掲載する旨を回章電報で全ての主管庁に通知する。

2.3　自国の地上無線通信業務が影響を受けるおそれがあると認める主管庁は、調整を要請している主管庁に、及びいかなる場合にも無線通信局にも意見を提示する。この意見は、関係の週間回章の日から４か月以内に提示しなければならない。この期限内に意見を提示しなかった主管庁は、自国の地上無線通信業務が影響を受けるおそれがないことを認めたものとみなされる。

2.4　計画された局に関して意見を提示した主管庁は、同意を表明してその写しを無線通信局に送付すること。同意することができない場合には、調整を要請している主管庁に対して、自国の意見の根拠となった全ての資料を、問題の満足な解決のために提供することができる提案と共に送付すること。

2.5　放送衛星業務の宇宙局の使用開始を計画する主管庁及び自国の地上無線通信業務が当該局によって影響を受けるおそれがあると認める主管庁は、調整手続中であればいつでも無線通信局の援助を要請することができる。

2.6　調整を要請している主管庁は、調整を要請されている主管庁との間に引き続いて意見の相違がある場合には、既に無線通信局の援助を要請している場合を除くほか、第2.2項の規定に基づく情報の公表の日から６か月間、使用予定の割当てに関する自国の通告の提出を延期する。

[1]　混信を評価する際に使用する計算方法及び混信基準は、決議第703（WRC-07、改）その他の結果として関係主管庁が同意したITU-Rの関連のある勧告を基礎とするものとする。ITU-Rの勧告に同意しない場合又はそのような勧告が存在しない場合には、計算方法及び混信基準は、関係主管庁間で協定する。そのような協定は、他の主管庁の権利を侵害することがないようにして結ばなければならない。

第B節　－　放送衛星業務の宇宙局と他の主管庁の宇宙通信系との間の調整手続

3　放送衛星業務の宇宙局の使用を開始しようとする主管庁は、他の主管庁の宇宙通信系との調整のために、無線通信規則（1990年版、1994年改正）第11条の以下の規定を適用する。

3.1　第1041号から第1058号までの規定

3.2.1　第1060号から第1065号までの規定[2]

3.2.2　主管庁が他の主管庁の宇宙無線通信業務の局に対する有害な混信の可能性を増大しないような方法で現行の周波数の割当ての特性を変更しようとするときは、第3.2.1項の規定に基づく調整は必要としない。

3.2.3　第1074号から第1105号までの規定

[2]　前節脚注１参照。

第C節　－　この決議に基づいて処理する放送衛星業務の宇宙局に対する周波数割当ての通告、審査及び登録原簿への記録

4.1　放送衛星業務の宇宙局に対する周波数割当て[3]は、無線通信局に通告しなければならない。そのためには、通告主管庁は、無線通信規則（1990年版、1994年改正）の第1495号から第1497号までの規定を適用する。

4.2　第4.1項の規定に基づいて行われる通告は、まず、無線通信規則（1990年版、1994年改正）の第1498号の規定に従って処理される。

5.1　無線通信局は、以下の事項について各通告を審査する。

5.2　a)　条約、周波数分配表及び無線通信規則のその他の規定（第5.3項、第5.4項及び第5.5項において考慮する調整手続及び有害な混信の可能性に関する規定を除く。）に適合するかどうか。

5.3　b)　周波数割当ての使用についての他の関係主管庁との調整に関する第A節の第2.1項の規定に適合するかどうか。

5.4　c)　周波数割当ての使用についての他の関係主管庁との調整に関する第B節の第3.2.1項の規定に適合するかどうか。

5.5　d)　無線通信規則（1990年版、1994年改正）の第1240号若しくは第1503号又は第11.31号の規定のいずれかに適合して既に登録原簿に記録されている周波数割当てを有する宇宙無線通信業務又は地上無線通信業務の局が行う業務に有害な混信を生じさせないかどうか。ただし、この周波数割当てが、場合に応じて、無線通信規則（1990年版、1994年改正）の第1240号若しくは第1503号又は第11.31号の規定のいずれかに適合して先に登録原簿に記録されている周波数割当てを有する局が行う業務に対して、実際に有害な混信を生じさせていないことを条件とする。

6.1　第5.2項、第5.3項、第5.4項及び第5.5項の規定に定める審査の結果として生じた無線通信局による判定に基づき、以下の手続をとる。

6.2　無線通信局が第5.2項の規定に関して不可とする判定に達したときは、通告は、無線通信局の判定の理由及び問題の満足な解決のために無線通信局が与えることができる提案とともに、直ちに航空便で通告主管庁に返送されなければならない。

6.3　無線通信局が第5.2項の規定に関して可とする判定に達したとき又は通告の再提出後に同一の判定に達したときは、無線通信局は、第5.3項及び第5.4項の規定に関して通告を審査する。

6.4　影響を受けるおそれがある業務を有する全ての主管庁との間で第5.3項及び第5.4項の規定に定める調整手続が満足に完了していると無線通信局が認めた場合には、周波数割当ては、登録原簿に記録されなければならない。この場合には、無線通信局が通告を受領した日を登録原簿の2dの欄に記入し、かつ、備考欄に、この記録は決議第507（WRC-15、改）の